

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例：スミスの法定後見事件

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 志村, 武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008816

「アメリカにおける継続的委任状による

法定後見人指名に関する一つの判例——スミスの法定後見事件

[GUARDIANSHIP OF SMITH, 684 N.E.2d 613 (Mass.App.Ct.1997)]

志村 武 訳

本稿は、アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例であるスミスの後見事件〔GUARDIANSHIP OF SMITH, 684 N.E.2d 613 (Mass.App.Ct.1997)〕の全訳である。

現在、高齢社会の急激な進展を背景として、一九九九年第一四五回通常国会に提出され審議され、一九九九年第一四六臨時国会で成立が予定されている日本の新しい成年後見法は、自己決定尊重と本人保護の必要性の調和という見地から、従来の法定後見制度をより柔軟かつ弾力的な制度に大幅に改正し、新たに英米法を

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例——スミスの法定後見事件

参考にしつつも任意後見人の権限濫用防止のために家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件として発効する日本独自の任意後見制度を創設している。

この新しい成年後見法が規定する法定後見と任意後見という二つの後見制度、さらにはその実質的機能から広く任意後見ととらえることもできる従来存在してきた任意代理のための委任契約は今後どのような関係に立つべきであろうか。アメリカ合衆国の各州の制定法ならびに裁判例を比較法的に検討することにより、この日本法上の課題に対する示唆を得たい——このような問題意識を

もって私は現在研究に取り組んでいる。

新しい日本の成年後見法の法律案では、任意後見と法定後見は
いかなる場合にも併存・競合・協働することなく、いずれか一方
が行われているときは他方は行われないという構成がとられてい
る（「任意後見契約に関する法律案」第十条、第四条第一項第二
号、第四条第二項参照）。

これに対して、一九七九年統一継続的代理権法の影響のもとに
すでに全州で任意後見に関する制定法を有しているアメリカ合衆
国においては、各州の制定法は、自己決定の尊重の貫徹と本人の
福祉を図るために、任意後見制度と法定後見制度の併存・競合を
認め、二つの制度を協働させる方向にあるといわれている。さら
にまた、本人は任意後見制度を利用して法定後見人の候補者を指
名することも制定法上認められている。

前者の任意後見と法定後見の競合に関する判決として、すでに
私は「ユースの財産対ブライアン事件」本誌 第三卷第二
号一三五頁―一四五頁（一九九八年）、「マアブリーの後見に関す
る事件」本誌第三卷第三・四号三三三頁―三三六頁（一九九九年）
、「ライス対フロイド事件」本誌 第四卷第一号一五五頁―一六八
頁（一九九九年）を全文の翻訳という形で紹介してきた。

本判決は後者の継続的委任状による法定後見人指名に関する一
つの判例として位置づけられる。

本判決は、八十三才の痴呆の男性（本人）が継続的委任状によ
つて将来の自分の法定後見人として指名した、長年の友人であり、
自分が支配株主である会社の取締役社長（本人と同性愛関係にあっ
た疑いがもたれている）と平取締役を務めている、二人の任意後
見人が、本人の娘と会計士を法定後見人に選任した遺産管理裁判
所の判断を不服として上訴した上訴審（マサチューセッツ州控訴
裁判所）判決である。

まさに本人の継続的委任状による法定後見人指名と家族の申立
てによる遺産管理裁判所の法定後見人選任とが一致せず、その優
劣が問題になったケースである。本件は、本人が継続的委任状で
指名した法定後見人が、信頼関係の観点からおそらく大多数の場
合がそうであるように、任意後見人と同一人物のケースであり、
この意味では「継続的委任状による法定後見人指名」の問題は広
く「任意後見制度と法定後見制度の併存・競合・協働」の問題と
しても捉えることができると考えられる。また、本件では、形式
的には制定法が規定する継続的委任状による法定後見人被指名者
が指名されない場合である「十分な理由又は欠格事由」が存在す

ることの判断ではあるが、実質的には本人にとって誰が最適な法定後見人であるかの判断の過程において、本人と本人の友人との利益相反が、仕事上の経済的な利害関係と最もプライベートな領域といえる同性愛の關係から問題になっており（後者については証拠不十分とした）、事例的にも大変興味深く、今後の日本の判例においても参照に値する判決であるといえよう。

本判決は遺産管理裁判所の判決を破棄し、差し戻しにした。

本判決は、①継続的委任状で法定後見人として指名された者は、十分な理由も欠格事由もない場合には、原則として法定後見人に選任されなければならない、と判示して制定法を確認し、②法定後見人として指名された者が本人の会社の経営に携わっていることは、欠格事由となるほどの本質的な利益相反となるものではないこと、③法定後見人として指名された者は、終局的法定後見人を決定する審理の通知を受ける権利があること、④法定後見人として指名された者は、本人の娘と会計士が終局的法定後見人に選任されることに反対する当事者適格を有すること、を判示したものである。

本判決から、本人の自己決定を可及的に尊重しようとするアメリカ法の一つが窺えるといえよう。

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例—スミスの法定後見事件

なお、日本法への示唆を得るための本判決のより詳細な分析ならびに継続的委任状による法定後見人指名に関するできるだけ多くの他のアメリカの判決の検討については、引き続き今後の私の研究課題としたい。

43 Mass.App.Ct.493

ジェイムズ・エイ・スミスの法定後見人事件

No.97-P-689

マサチューセッツ州控訴裁判所〔在ウスター〕

一九九七年六月十日弁論

一九九七年九月十一日判決

デイヴィッド・ジュエイ・アダムズ他 訴訟代理人

ジョージ・エル・ドレッサー（ロイ・エイ・ブルジョワも加わる）〔在ウスター〕

ジュディス・スミス他 訴訟代理人

フランク・エス・プツィオ・ジュニア〔在ウスター〕

ゲイ・レズビアン権利擁護者・弁護者の会他法定助言者の訴訟

代理人であるメアリー・エル・ボナウト及びガリーイー・ディー・ブセック〔在ボストン〕が上訴趣意者を提出している。

ワナー首席裁判官

本件上訴は遺産管理家庭裁判所においてなされた法定後見手続の正当性に関して先例のない争点を提示している。法定後見手続の対象であるジェイムズ・スマイスは痴呆をともなう重度の後生的パーキンソン病を患っている八十三才の男性である。かれはスィー・ケイ・スマイス有限責任会社（以下、スィー・ケイ・スマイスという）の多数株主である。一九八九年八月十五日の当日あるいはその前後において、スマイスは継続的委任状 (durable power of attorney)⁽¹⁾ を作成した。その継続的委任状においてスマイスは、長年の友人であり事業の共同経営者であるデイヴィッド・ジュエイ・アダムズとアルフレッド・エイチ・カールを任意後見人 (attorneys in fact) に選任し、かれらを将来無能力になったときの法定後見人 (guardians) に指名していた。スマイスは一九九四年一〇月に書面で継続的委任状を確認している。

一九九六年一〇月にスマイスの妻のマージョリー・スマイスと娘の

ジュディス・スマイス（以下、申立人という）が遺産管理裁判所に申立てをした。その申立てにおいて、もはやスマイスは「身体的な無能力や病気のため、人に説明してもらって決定しそれを伝えること」ができないと、彼女たちは主張した。その申立ては、ジュディス・スマイスと会計士で家族の友人であるジェイムズ・エフ・リネハンがスマイスの法定後見人に選任されるよう、要求していた。一九九六年一〇月二十四日にジュディス・スマイスとリネハンを法定後見人に任命する法定後見に関する暫定的判決が、事前の通知や異議申立てがなされずに出された。

暫定的な法定後見が付された後で、ジュディス・スマイスとリネハンの法定後見人への終局的選任に対する異議がある場合には、一九九六年二月十七日までに申し立てられねばならないと規定する遺産管理裁判所の発行した訴訟引受命令が公布された。代理人によらずして、アダムズとカールは期間内に異議を申し立てた。その後、申立人はこの異議を削除するよう求める申立てを提出した。この申立てに関する審理は一九九七年一月二十一日に予定された。⁽⁴⁾ この審理が行われる前に、アダムズとカールは弁護士を雇った。この弁護士は異議削除の申立てに反対する非公式な意見書に、一九八九年の継続的委任状と一九九四年の確認書の写しを添付し

て提出した。さらにアダムズとカールは、法定後見制度の発動を
求める申立てを自分自身で提起し、それ付帯してスミスの暫定的
な法定後見人として自分達を選任するよう求める一方的な申立て
も提起した。⁽⁵⁾

予定された審理は一九九七年一月二十一日に行われた。主とし
てその審理は、アダムズがスミスとの関係において行った不適切
な行為に関する実証されていない申立人側弁護士による主張、ミ
ドルセックス上位裁判所にアダムズが提起した現在審理中の訴訟⁽⁶⁾
ならびに、アダムズに対してスミス家が抱いていると主張されて
いる一連の過去の不信と疑念、から成り立っていた。さらに、マー
ジョリー・スミスは、自分の娘とジェイムズ・リネハンが夫の法
定後見人になることを望んでいると証言し、ジュディス・スミス
は、母は離婚のために弁護士を雇ったことも、父と離婚しような
どど考えたことも決しないと証言した。カールはこの審理に出
席しなかった。アダムズは出席し宣誓をしたが、証言をする機会
を与えられなかった。⁽⁷⁾

裁判官は、この議論の最中にしかも警告なくして審理を終了し、
現在継続中の上位裁判所での訴訟において十分に弁論を提出する
機会があるだろう、と両当事者に知らせた。その後、裁判官はア

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例—スミスの法定後見事件

ダムズとカールの異議を削除するよう求める申立人の申立てを認
め、ジュディス・スミスとリネハンをスミスの終局的法定後見人
(Germanant guardian) に選任した。裁判官は、アダムズとカー
ルがスミスの委任状において指名されていることに応じて、競合
する法定後見の申立てをすでに提起していることを認識していた
が、この申立てについては何ら対応がなされなかった。およそ二
ヶ月後になって、この裁判官は自らの判断を正当化する事実認定
と法律問題に関する結論を公表した。かれは、アダムズとカール
は二人ともスティー・ケイ・スミスの役員であり取締役であるから、
「これらに当該会社の支配株主であるジェイムズ・スミスに対す
る法定後見を認めることは」、一人がスミスの法定後見人を務め
ることの適格性を奪うのに十分な、「利益相反を生じさせ、不当
な利益を二人に与えることになってしまふであろう」と判示した。
アダムズとカールはいくつかの理由に基いて、この裁判官の判
決を不服として上訴している。第一に、当該審理には、自分達が
スミスの法定後見人を務めるのが不適当であることを示す証拠が
何ら提示されておらず、このような証拠がないのならば、自分達
が指名されていることにしたがって遺産管理裁判所は自分達を選
任するように求められているのだ、とかれらは主張している。さ

らに、百歩譲っても、かれらは、一月二十一日の審理で終局的法定後見に関する争点が決定される旨の通知を受け、裁判所によって適格性を剥奪される前に自分自身のために証拠を提出する機会を与えられる権利だけは有している、と主張する。⁽⁸⁾ 申立人は、アダムズとカールはジェイムズ・スミスの終局的法定後見人にジュディス・スミスとリネハンを選任することに対して異議申立てできる地位を欠いているのだから、かれらは通知を受け、審理において証拠提出の機会を与えられる資格を有していない、と主張している。したがって、裁判官がアダムズとカールの異議申立てを削除したのは正当である、と申立人は主張する。さらに、審理において提出された証拠は二人がスミスの法定後見人を務めることの適格性を奪うのに十分であり、したがって裁判官がジュディス・スミスとリネハンを選任したは正当である、と申立人は主張している。

当裁判所は遺産管理裁判所の判決を取り消し、当裁判所の意見に一致したさらなる手続がなされるために本件を差し戻す。

マサチューセッツ州一般法律第二〇一B章 (G.L.c.201B) による終局的法定後見人の選任

本件上訴はこのマサチューセッツ州における法定後見手続の正当性に関して先例のない争点を提示している。その争点とは、本人が継続的委任状において自分の将来の法定後見人をすでに指名しているときに、受認者による保護手続がその後開始した場合、マサチューセッツ州の一般法律第二〇一B章 (G.L.c.201B) の統一継続的代理権法は、十分な理由も欠格事由もないときには遺産管理裁判所がその指名にしたがって遺産管理裁判所としての選任を行うことを命じているのかどうかである。当裁判所は、一般法律第二〇一B章 (マサチューセッツ州統一法) はそうするように要求していると判断するものである。

ジェイムズ・スミスは一九八九年に継続的委任状を作成した。その継続的委任状で、かれはアダムズとカールを自分の任意後見人に選任し、さらにかれらを将来無能力になった場合の自分の法定後見人に指名したのであった。ジェイムズ・スミスはこの任意後見人の選任を一九九四年に確認している。アダムズとカールは、それゆえに裁判官は、自分達が職務を行うのが不適切であることに十分に証明するに足る証拠が提示されないかぎり、スミスの明白に表明された意思 (wishes) にしたがって自分達を法定後見人に選任する義務を負っている、と主張する。さらに続けて、ア

ダムズとカールは、そのような証拠は何ら提示されていないと主張する。

マサチューセッツ州は一九八一年に統一継続的代理権法（統一法）をわずかな修正を加えて採用した。一九八一年制定法第二七六章第二節によって挿入された一般法律第二〇一B章第一条乃至七条を参照。⁽¹⁰⁾このマサチューセッツ州統一法の第三(b)条は、「後に保護手続が開始された場合に裁判所によって考慮されるために、継続的委任状により、財産管理人・財産後見人・身上後見人を指名する」権限を本人に明示的に認めている。同条はさらに、十分な理由も欠格事由もないときには「裁判所は、本人によってなされた最も新しい指名にしたがって、裁判所としての選任を行わなければならない (shall)」と命じている（強調は当裁判所による）。当初の理解によれば、「継続的委任状は」法定後見制度などの「裁判所志向の保護手続への代替策として利用されるであろう、という考え方が支配的であった」（強調は原文）（統一継続的代理権法の頭註 (Uniform Durable Power of Attorney Act, Preliminary Note, 8A U.L.A. 310 (1993))。この継続的委任状の概念は後に、「保護手続の代替策として、又は、法定後見人を選任する裁判所に対して本人が法定後見人を選んだ者を指名する

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する

ことを可能にし、裁判所によって選任された者の監督の下で効率的な財産管理を継続的に許可し続ける、本人の意思に基づく補足手段として、利用できる」装置に発展したのである（同文献三一頁）。将来の保護手続において選任される者が任意後見人か、本人やその計画にとって同様に好ましい第三者となるよう事前的措置を講じて、任意後見人の権限が覆されることのないように保障することによって、統一継続的代理権法は、裁判所により将来選任され身上・財産の世話や保護を委ねられる者につき、本人が自らの選好を表明する手段として継続的委任状を利用することを許可し、かくして本人の自己決定権を承認しているのである（同文献三二頁。第三条のコメント (S3, Comment, at 322)。「制定法の文言は明確であいまない点がないものである。ケイシー対マサチューセッツ電気会社事件 (Casey v. Massachusetts Elec. Co., 392 Mass. 876, 880, 467 N.E.2d 1358 (1984))（「制定法の文言は立法趣旨を洞察する際の第一の淵源である」）を参照。制定法中の「なければならぬ (shall)」という文言は一般的に義務を表す言葉であり、したがって、裁量という考えとは相容れない。ジョンソン対ノーザンディストリクト事件 [Johnson v. District Attorney for the Northern Dist., 342

Mass. 212, 215, 172 N. E. 2d 703 (1961)。¹⁾ ハンミ対キャリル事件 (Hashimi v. Kali, 388 Mass. 607, 609, 446 N. E. 2d 1387 (1963)) (『なければならぬ (shall)』とどう言葉は、通常、裁量の余地のない、命令的な義務を負っていると解釈される) 参照。したがって、裁判所は、本人が将来自分の法定後見人になる者を指名している有効な委任状を提示されたときは、その者が職務を行う適格性を奪うのに十分な証拠能力ある証拠を提示されない限り、そこで指名された者を選任することを余儀なくされるように思われる。シルバスターに関する事件 (In re Sylvester, 409 Pa. Super. 439, 453-454, 598 A. 2d 76 (1991)) を参照。また、ダンフュー著『遺産管理法と実務』43.2節175頁 (Dumpfy, Probate Law and Practice §43.2, at 175 (2d ed. 1997)) も参照 (裁判所は、一般法律第二〇一B章三b条により、十分な理由又は欠格事由がある場合を除き、それに関する本人の最も新しい指名にしたがって選任することを要求される)。さらに、同書四十五・五節、二二六頁も参照 (申立てを受けた被後見人がすでに誰かを指名しているときは、その者が不適切であることが証明されない限り、その者が選任される)。

しかしながら、申立人は、一般法律第二〇一B章は、暫定的法

定後見人及び終局的法定後見人の選任を司り、遺産管理裁判所にこの問題を決定する広汎な裁量の余地を与えている一般法律第二〇一章と結び付けて解釈されねばならないので、本件は先例とは事例を異にする、と主張する。ニューイングランドマーチャントナショナルバンク対スピレイン事件 (New England Merchants Natl. Bank v. Spillane, 14 Mass. App. Ct. 685, 693, 442 N. E. 2d 421 (1982))。申立人は、第二〇一章において、終局的法定後見人の選任を司るべきなのは、被後見人の以前に表明された意思ではなく、被後見人の最善の利益に他ならず、したがって、裁判所は、たとえそれが第二〇一B章によって指名された者であっても、常に法定後見人となりうる者の適格性を評価しなければならぬと主張する。ニューイングランドマーチャントナショナルバンク対スピレイン事件 (New England Merchants Natl. Bank v. Spillane, supra at 693, 442 N. E. 2d 421) (「被後見人の最善の利益が、第二〇一章により法定後見人を選任する裁判所によって考慮されなければならない」)。「同じ主題を扱っている」制定法上の規定は、「『立法趣旨と矛盾しない全体の調和』をもち、制定法のいかなる部分も無意味にすることのないように、一緒に解釈されなければならない」。

ローン対公共の福祉官事件 [Healey v. Commissioner of Pub. Welfare, 414 Mass. 18, 25-26, 605 N.E.2d 279 (1992)] (先例援用は省略) にあつて、自動車登録官対自動車責任保険・保証事件 [Registrar of Motor Vehicles v. Board of Appeal on Motor Vehicle Liab. Policies & Bonds, 382 Mass. 580, 585, 416 N.E.2d 1373 (1981)] からの引用。タウエル対移動援助コミッションナー事件 [Dowell v. Commissioner of Pub. Welfare, 424 Mass. 610, 613, 677 N.E.2d 213 (1997)]。この「その管轄権の下にある者の最善の利益において行動する」裁判所の「エクイティー上の権限」は、裁判所が制定法上の要求を無視することを許さない。フリーマン対チャプリック事件 [Freeman v. Chaplic, 388 Mass. 398, 406 n. 15, 446 N. E. 2d 1369 (1983)]。かくして、一般法律第二〇一B章と一般法律第二〇一章は一緒に考えられなければならないが、法定後見制度に関する問題を決定するにつき遺産管理裁判所与えられた広汎な裁量の余地は、第二〇一B章によって本人の有する、十分な理由も欠格事由もない場合に将来自分の法定後見人になる者を指定できる明示の権限を、排除すると考えられてはならない。実際、当裁判所は、この二つの原則は完全に一致していると考へる。本人に

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する

よつて述べられた選好は、裁判所によつて法定後見制度に関する問題考へるにあつて伝統的に「重要な要素」であると考へられておつてゐる。ロウの法定後見事件 [Guardianship of Roe, 383 Mass. 415, 445, 421 N. E. 2d 40 (1981)]。トリス校カーン事件 [Alioey v. Morton, 70 Mass. 63, 4 Gray 63, 64 (1855)] (被後見人とその法定後見人に対する選好について熱心に相談することは、裁判所によつて喜びであると同時に義務でもあるのだ)。「ニコイニングランシュワーチャントナンモナルバンク対スピルレーン事件 [New England Merchants Natl. Bank v. Spillane, 14 Mass. App. Ct. at 694, 442 N. E. 2d 421] (裁判官は、法定後見人を選好する前に、被後見人の要求が何であるのか確定するよう努力しなければならない)を参照。

当裁判所は、本人が一般法律第二〇一B章にしたがつて委任状ですでに自分の法定後見人を指名している場合に、後に保護手続が開始したときは、遺産管理裁判所は正当な申立てに基いて、十分な理由又は欠格事由がある場合を除いて、委任状で指名されている者を選任しなければならないと判示する。一般法律第二〇一B章第三(b)条。さらにまた、一般法律第二〇一B章第三(b)条は、被指名者の選任に異議を申し立てる者に、そのような十分な理由

又は欠格事由を立証するのに十分な証拠能力ある証拠を提出する証明責任を課している、と当裁判所は結論づける。当裁判所の判決は、制定法の明示の文言と矛盾しないだけでなく、多くの場合においてこのような手続における本人の選好や関心事について情報をもたない裁判所が、本人の明示の意思に反する法定後見人を選任することがないようにするものである。統一継続的代理権法第三条のコメント参照。

ペンシルヴェイニア州上位裁判所は、ペンシルヴェイニア州版統一継続的代理権法の解釈を求められた際に、同様の結論に達して⁽¹¹⁾いる。シルベスターの事件を参照 [In re Sylvester, 409 Pa. Super. 439, 598 A. 2d 76.]。さらに、「一般法律第二〇一B章第六条（本章は、本章の取り扱うテーマについて本章の採用州において法を統一するという一般的な目的を実現するために、適用され解釈されなければならない）も参照。シルベスターの事件において裁判所は、制定法の文言を文字どおりに適用して、本人が作成した継続的委任状で指名された個人は、ペンシルヴェイニア州版統一継続的代理権法の命じるところに従って法定後見人に選任される権利を有するのみならず、審理について十分な通知を受け、自分自身のために証拠を提出する機会を与えられる権利を

有していると判示した。シルベスターの事件四五四頁 [In re Sylvester, 409 Pa. Super. at 454, 598 A. 2d 76.]。この判決を出すにあたって、裁判所は、「法定後見人の審理において証拠能力ある証拠に基づいた十分な理由の証明も欠格事由の証明もないのに」裁判所が第三者たる個人を終局的法定後見人に選任することは誤判になる、と説明している。

欠格事由を裏付ける証拠

次に当裁判所は、アダムズとカールは利益相反によりスミスの法定後見人を務める適格性を奪われるという裁判官の結論を裏付けるだけの十分な証拠が、一九九七年一月二十一日の審理において提出されたか否か、を考察することとする。申立人は、審理に提出された証拠は適格性を奪うのに十分であった、と主張する。しかし、申立人が依拠する「証拠」は、審理においてなされた弁護士⁽¹²⁾の供述から主として成り立っており、証人の証言等によって実証されていないものである。

この弁護士⁽¹²⁾の供述が、遺産管理裁判所の裁判官が判決を下す際に依拠したことが正当といえる、証拠能力ある証拠となるか否か

について、両当事者は強く対立している。ハーバー対ハーバー事件 [Harper v. Harper, 329 Mass. 85, 88, 106 N. E. 2d 439 (1952)] (異議を唱えられない弁護士の見解は、証拠として採用される)を参照。しかしながら、当該裁判官は判決を下す際に、弁護士によってなされた弁護について何ら考慮を払わなかったことは明らかであるから、当該裁判官はこの争点についてまで論じる必要はない⁽¹³⁾。その代わりに、法律問題に関する結論において、この二人にはスミスの法定後見人を務める適格性を奪われるのに十分な利益相反が存在するという結論を裏付けるために、裁判官はただアダムズとカールはスィー・ケイ・スミスの役員であり取締役であるという二人の立場にのみ依拠したのであった。したがって、当該裁判所はただ、法定後見人であり、かつスィー・ケイ・スミスの役員であり取締役であるというアダムズとカールのもつこの二つの役割が本質的な利益相反を生じさせたのかどうかについてのみ考察することとする。

利益相反を理由として裁判所が受託者 (fiduciary) を解任したり不適任とした際には、それ以前に、実際の対立点について証拠が存在していなければならない。たとえば、ノーフォーク地区の地区首席検事 対 マックロー事件 [District Attorney

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する

for the Norfolk Dis. v. Magraw, 417 Mass. 169, 174, 628 N. E. 2d 24 (1994)] (証拠により明らかでない不適格性が証明されているならば、遺産管理裁判所は遺言執行者を解任する義務を負っている)とリンゼー対オグデン事件 [Lindsey v. Ogden, 10 Mass. App. Ct. 142, 406 N. E. 2d 701 (1980)] を参照。本件においてはこのような証拠が何ら存在していないのである。能力がある段階で、スミスは、アダムズとカールを、自分の法定後見人に指名したことから分かるように、非常に信頼し、信用していたのだ。また、スミスはアダムズとカールがスィー・ケイ・スミスの運営に関わっていることも知っていた。このような状況においては、本質的な利益相反は存在していなかったのである。

コルバート対ヘネシー事件 [Colbert v. Hennessey, 351 Mass. 131, 145, 217 N. E. 2d 914 (1966)] (遺言執行者がその株式の大きな割合が遺産に属している会社の取締役社長という地位にあるということは、利益相反となるものには不十分であった)及びリンゼー対オグデン事件 [Lindsey v. Ogden, 10 Mass. App. Ct. at 149, 406 N. E. 2d 701] (遺言執行者と遺言信託受託者という遺言執行者のもつ二つの役割が存在するというだけでは、利益相反は生じていなかった)と比較せよ。確かに当該

判所は、スマスが会社のかなり大きな割合を占める自己所有株式を、自分が知っていて信頼しており、会社の運営に精通している者に預けたことを、まったく合理的であると考えている。コルバート対ヘネスイー事件 (Colbert v. Hennessey, *supra* at 145, 217 N. E. 2d 914) を参照。実際、これらのことがスマスにアダムズとカールを指名するよう促した理由の一部だったのかもしれない。同判決同頁。さらに、二つの役割におけるアダムズとカールの目標は、スイー・ケイ・スマスの運営が利益を上げ、効率的に継続されることに他ならない、と考えるのが理にかなうであろう。したがって、スマスと会社に対するアダムズとカールの義務は、相容れないというよりもむしろ相関関係にあるといえよう。同判決同頁。

当裁判所は、単にアダムズとカールが二つの役割をもつことの結果として将来利益相反が生じるかもしれないという可能性があるだけでは、アダムズとカールがスマスの法定後見人を務める適格性を奪われるのに十分である、と言うことはできないのである。したがって、当裁判所は、十分な理由も欠格事由もないにもかかわらず、遺産管理裁判所の裁判官は、ジュディス・スマスとジェイムズ・リネハンをスマスの終局的法定後見人に選任することに

よって、一般法律第二〇一B章第三(b)条の命じるところを無視するべきではなかったという結論をここに下す。

異議申立ての利益と審理の通知

当裁判所は、一般法律第二〇一B章第三(b)条の命じるところにしたがってアダムズとカールが法定後見人に選任されるべきだったと決定したので、さらに当裁判所は、アダムズとカールはジュディス・スマスとリネハンがスマスの終局的法定後見人に選任されることに異議を申し立てる利益を有していたということ、そしてアダムズとカールは終局的法定後見人を決定する審理の通知を受け、当該審理において証拠提出の機会を与えられる権利を有していたことも判示する。シルベスターの事件 [In re Sylvester, 409 Pa. Super. at 454, 598 A. 2d 76.]。

一般法律第二〇一章はアダムズとカールを法定後見制度に関する事柄において通知を受ける権利を有する者の範囲に明示的には含めていないが、当該手続⁽¹⁴⁾に実質的な利害関係を有するそれ以外の者に通知するように命じることは当然に遺産管理裁判所の権限に含まれている。フリーマン対チャプリック事件 [Freeman

n v. Chaplic, 14 Mass. App. Ct. 493, 495 n.3, 440 N. E. 2d 1185 (1982), S. C., 388 Mass. 398, 446 N. E. 2d 1369 (1983)。

スミスが自分の将来の法定後見人として指名することによってその身上監護・財産管理に関する事柄を任せられた者であるから、アダムズとカールはこの手続に実質的な利害関係を有していた。当裁判所は、アダムズとカールは、裁判所によって正式事実審理なしで適格性を奪われる前に、スミスの終局的法定後見人を決定する審理の通知を受け、自らが選任されるべきことを裏付ける証拠を提出する機会を与えられる権利を有していたと考える。シルベスターの事件 [In re Sylvester, 409 Pa. Super. at 453-454, 598 A.2d 76.]。このような通知がなされない場合には、ジュディス・スミスとリネハンの選任は無効である。ドウの法定後見人事件 (Guardianship of Doe, 391 Mass. 614, 619-620, 463 N. E. 2d 339 (1984)) (暫定的法定後見人を選任することに関する審理の通知しかなされなかったときは、終局的法定後見人を選任する命令は無効である) を参照。

また当裁判所は、アダムズとカールの指名はかれらにジュディス・スミスとリネハンの終局的選任への異議を申し立てる利益を与えた、という結論を下すものである。アダムズとカールが一般

アメリカにおける継続的委任状による法定後見人指名に関する一つの判例—スミスの法定後見人事件

法律第二〇一章第十三A条によってスミスの法定後見人解任を申し立てる権利を有することには疑いはないであろう。したがって、現在の手続において訴えの利益を否定されたときは、アダムズとカールはジュディス・スミスとリネハンを解任しよう申し立て、もしそれが認められた場合には、一般法律第二〇一B章第三(b)条によって自分自身が選任されるよう申立てを提起することを余儀なくされるであろう。このような結果は、実質よりも形式を称揚し、不当にもジュディス・スミスとリネハンがスミスの法定後見人を務めるのに不適任であることの立証責任をアダムズとカールに負わせ、必要もなくスミスの明確に表明された意思の実現を遅らせることとなる。

当裁判所は、ジュディス・スミスとジェイムズ・エフ・リネハンをジュイムズ・エイ・スミスの終局的法定後見人に選任する判決を破毀し、申立人によるアダムズとカールの異議申立てを削除するよう求める申立てを認める命令を取り消し、アダムズとカールをジュイムズ・エイ・スミスの終局的法定後見人に選任することに関する証拠に基づいた審理がなされるため本件を差戻す。当該審理においては、十分な理由や欠格事由を証明する証拠能力ある証拠の提出責任は選任に異議を唱える者が負うことになる。

以上のとおり判決が下された。

原 註

(1)

一九八一年制定法第二七六章第二条によって挿入された一般法律第二〇一B章第一(a)条は次のように規定している。「継続的委任状とは、本人が書面で他人を代理人に選任した場合において、その書面が『この委任状は後に生ずる本人の障害若しくは意思能力の喪失によって影響されないものとする』、『この委任状は本人の障害又は意思能力の喪失の時点において発効するものとする』という文言、又は、後に生ずる本人の障害又は意思能力の喪失にかかわらず、付与された代理権が継続するものとする旨の本人の意思を示す同様の文言を含む委任状をいう」。

スマイスによって作成された文書は次のように規定している。「この委任状ならびにこの委任状において付与される代理権…は、私が文書によって撤回するまで継続し、後に生ずる私の障害若しくは意思能力の喪失によって影響されないものとする。」

(2)

アダムズはスィー・ケイ・スマイスの社長と取締役を兼任し、カールはこの会社の事務員と取締役を兼任していた。

(3)

上訴において、スマイスの無能力は争点となっていない。

(4)

アダムズとカールは、自分たちが唱えた異議を削除するよう求める申立てに関する審理の通知を受けたが、同じ日にジュデイス・スマイスとリネハンを終局的に法定後見人に選任する審理が予定されていたことは知らなかった。

(5)

十二月十七日以前に申立人がこの委任状の存在を知っていたかどうかは明らかでない。

(6)

ジュデイス・スマイスとリネハンを被告として提起された訴状は、ジュデイスがジェイムズ・スマイスの暫定的法定後見人を解任されるよう求めており、ジュデイスは自分自身の利益のためにその地位を濫用し父親とスィー・ケイ・スマイスに損失を与えていると主張している。リネハンに対しては他人の権利を侵害する行為を行っ

ているという主張はなされておらず、リネハンを当該訴訟の被告とした唯一の理由は、かれがマサチューセッツ州改正民事訴訟法十九(b)(1)条 [Mass. R. Civ. P. 19(a)(2), 365 Mass. 766 (1974)] の必要的当事者の地位にまつたことであるように思われる。

(7) アダムズの弁護士は自分の依頼者に証言をさせるように要求したが、裁判官は証言を聞くことを拒否した。提案された証言の對象が実際何だったのかについて記録は明らかではない。

(8) 申立人は、スミスの終局的法定後見人の選任が一月二十一日の審理で決まることについてアダムズとカールが通知を受けなかったことを認めている。

(9) 申立人は「継続的委任状とその後に作成された確認書の有効性を認めること」を拒絶している。しかしながら、申立人はこの異議申立ての理由となる根拠を提示していない。したがって、当裁判所は本件上訴については、この両文書は有効に作成されたと推定する。

(10)

今日では、マサチューセッツ州以外の二十七州とコロンビア特別区、ヴァージン諸島が継続的委任状に関する制定法を採用している。統一継続的代理権法 [Uniform Durable Power of Attorney Act, 8A U.L.A.48(Supp.1997)] を参照。

(11)

シルベスターの事件(前掲)で解釈された規定の効力発生文言は、一般法律第二〇一B章第三(b)条と全く同じである。

(12)

申立人の主張のなかには、スイー・ケイ・スミスの運営に関して主張されている違法かつ道徳的に許されない行為、およびアダムズとスミスが関わっていた様々な個人的ないしは仕事のうえで の投機により、特にアダムズはスミスの法定後見人を務めるのに不適任であるという非難が含まれていた。さらに、アダムズがスミスの株式のオプション保有者という地位にあることにより、アダムズはスミスの法定後見人としての職務を忠実に果たすことはできないだろうと申立人は主張した。コググスウェル対ホール事件 [Cogswell v. Hall, 183 Mass. 575, 67 N. E. 638(1903)] (遺産に対して要求を実現しようとする者は、遺言執行者として

行動するのには不適切な者である」と比較せよ。

(13)

実際、審理においてジュディス・スマスに対してなされた主張は、実証されれば、彼女が父親の法定後見人を務める資格を失わせるのに十分なものとなりえたであろう。具体的に、アダムズとカールの弁護士は、ジュディス・スマスは、父親の事業計画を頓挫させ会社内に分裂と混乱をもたらす一方で、自分自身の利益を促進しようとして、暫定的法定後見人としての自らの地位を利用して、スイー・ケイ・スマスの取締役の地位にあったアダムズを解任し、その後、自分自身を経理部長に選任した、と主張している。コルバート対ヘネスイー事件 [Colbert v. Hennessy, 351 Mass. 131, 145, 217 N. E. 2d 914 (1966)]（遺言者が自分は利害関係人を受認者に選任していると認識している場合と受認者が遺産に属する財産への支配を獲得するために地位を利用する場合とを区別している）を参照。

(14)

一九七四年制定法第八四章第五条によって修正された一般法律第二〇一章第七条は、関連する部分において次のように規定している。「精神障害者や精神遅滞者であると申し立てられている

者の、夫又は妻がいれば、裁判所が命じる範囲で夫又は妻を含む、法定推定相続人や推定相続人に対して、（審理が行われると定められた時間と場所の）通知がなされずに、選任がなされてはならない。」

(15)

一九八五年制定法第五二五章第一条によって規定された一般法律第二〇一章第十三A条は、六(a)条を準用して、被後見人の二名以上の親族又は友人は法定後見人の解任を申し立てることができる、と規定している。

(16)

選任後、スマスの暫定的法定後見人はアダムズに関してのみ継続的委任状を撤回した。当裁判所は、この撤回によってアダムズは当事者適格を奪われなかった、との結論を下す。